

# 経営を拡大したい

## 【新規】農業経営拡大推進事業費補助金(市)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

### 本事業の役割

5ha以上の経営面積を有する担い手に対し、経営拡大に取り組む際に要する農業用ハウスの資材購入費を支援します。

### 対象者は？

次の要件のすべてに該当する方です。

- ・市内に住所を有し、認定農業者又は中心経営体に位置付けられている、又は位置付けられる見込みである農業者(法人組織は除く。)であること。
- ・水稻等の経営面積の合計が5ヘクタール以上であること。
- ・当該補助金を受けて作付けが可能になる第1期目に野菜、花きなどの園芸作物の生産販売に取り組むこと。
- ・他の補助事業と重複して申請していないこと。
- ・納期が到来している市税を滞納していないこと。

### 補助対象となる経費は？

農業用ハウス1棟分の資材の購入費(消費税及び地方消費税の額を除く。)

### 補助金額は？

補助対象経費の1/4以内の額(上限20万円)

### 手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 申請書の提出
- (3) 事業実施
- (4) 事業の完了報告及び補助金請求  
園芸作物の生産販売が交付決定年度を超える場合は、補助金の交付後に生産販売したことがわかる資料の提出を求めます。
- (5) 補助金の交付
- (6) 公募期間 令和3年9月1日～9月30日(予定)